

令和8・9年度狭山市小規模工事受注希望者登録制度の申請をされる方へ

1 目的

この登録制度は、建設業の許可を受けていないなどの理由により、入札参加資格審査（いわゆる指名参加願）を申請することができない方を対象に、狭山市が発注する小規模な工事や修繕の受注を希望する方の登録を受け付け、見積徴取の際の選定資料とすることにより、小規模事業者の受注機会の拡大を図るものです。

2 登録できる方

小規模工事受注希望者名簿へ登録をすることができる方は、狭山市内に主たる事業所を有する法人または個人とし、申請にあたり狭山市が市税等の納付状況について確認することを承諾した方となります。ただし、次に掲げる方を除きます。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない方
(特別の理由がある場合を除く)
- (2) 市税及びその延滞金を滞納している方
- (3) 規程に基づく入札参加資格者名簿（建設工事の請負）に登載されている方
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

3 対象となる契約

対象となる契約は、随意契約によることができる予定価格が200万円を超えない建設工事及び修繕工事であり、その契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるものです。

4 登録の有効期間

登録した日から令和10年3月31日まで

5 申請期間及び登録日

令和8年2月27日までに申請書類を提出された場合は、令和8年4月初旬から名簿に登録されます。令和8年2月28日から令和8年4月20日までに申請書類を提出された場合は、令和8年5月初旬からの登録となります。以降各月の20日（休日に当たる場合は、その前日）までに申請書類を提出された場合は、翌月初旬からの登録となります。

6 申請方法

下記の申請書類を持参、郵送または電子メールにより市役所3階契約検査課に提出

宛 先：〒350-1380

狭山市入間川 1-23-5 狭山市役所 総務部契約検査課

E-mail：keiken@city.sayama.saitama.jp

※電子メールで提出する場合は、申請書類をすべて PDF ファイルにしたうえで提出してください。

※契約検査課窓口において希望者への申請書等の配布を実施しております。

(平日 9時から 16時 30分)

7 申請書類

(1) 狭山市小規模工事受注希望者登録申請書（様式第1号）

※代表者の押印は不要です。

※申請書は「狭山市が市税等の納付状況を確認することを承諾する」書類となりますので、ご了承のうえ書類を作成、提出してください。

※市公式ホームページからダウンロード可能です。

市公式ホームページ：トップページ→事業者向け情報→入札・契約→お知らせ→令和8・9年度狭山市小規模工事受注希望者登録制度の申請受付について

(2) 【法人の方】商業登記簿謄本（登記事項証明書、履歴事項全部証明書）

【個人の方】個人代表者の身分証明書（後見の登記、破産宣告等の通知を受けていないことの証明）

※写し可、なお申請日から3ヵ月以内に発行されたものとします。

※身分証明書は、本籍地の市民課、住民課等で交付しています。

・狭山市では市役所市民課、地区センター、地域交流センター、市民サービスコーナーで交付しています

(3) 【資格及び免許等が必要な業種を希望する方】資格者証や免許証等の写し

※電気工事、管工事、消防施設工事等の工事を施工する場合には、技術者資格等が必要となります。

(4) 業務経歴書

※市公式ホームページから参考様式をダウンロードできます。

※登録希望業種の業務経歴について記入してください。業務経歴のない場合は提出不要です。

8 申請書を書くにあたっての注意事項

(1) 「住所」は、事業所の住所を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅の住所を記入してください。

(2) 「商号又は名称」は、契約時に使用する正式名称を記入してください。

(3) 「代表者職・氏名」の職は、法人の場合は商業登記簿上の「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

(4) 法人番号は法人の場合のみ記入してください。個人事業主の場合は記入の必要はありません。

(5) 工事等の希望業種は、5業種以内であれば、書き方は自由です。資格、免許等が必要な業種は、その資格等の名称を記入してください。

[希望業種の記入例]

土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、建具工事、電気工事、板金工事、鉄筋工事、塗装工事、内装仕上工事、造園工事、石工事、外壁吹付工事、畳工事、ガラス工事、襖工事、ほ装工事、電気通信工事、ブロック積工事、消防施設工事、足場工事、壁紙張付工事、門扉工事、とび工事、土留め工事、管工事等

(6) 業務経歴書は、希望する業種（5業種以内）の直前5年間の実績を記入してください。枚数の制限はありませんので、記入欄の不足する場合は随時追加してください。

9 名簿の公開

名簿は市公式ホームページに公開するほか、市役所1階情報公開コーナー及び契約検査課で閲覧可能としますので予めご了解いただいたうえで申請してください。

10 登録後の変更届出

登録事項に変更が生じた場合は、狭山市小規模工事受注希望者登録事項変更届（様式第2号）により、遅滞なくその旨を届出てください。

11 名簿からの抹消

登録者名簿に登載されている方が、「2 登録できる方」の登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約に関して不正又は不誠実な行為があった場合には、当該名簿から抹消します。

12 問合せ先

契約検査課 契約担当 電話04-2936-9887

※令和8年2月2日(月)から市役所の窓口・電話受付時間が下記のとおり変わりますので、ご了承ください。

受付時間：8:30～17:15 ⇒ 9:00～16:30

(職員の勤務時間(8:30～17:15)は変更ありません)